

新年のご挨拶

大阪薬業健康保険組合 大阪薬業厚生年金基金

理事長 井上 信之



新年あけましておめでとうございます。

被保険者・加入員ならびにご家族のみなさまにおかれましては、すこやかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合と当厚生年金基金の事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、健康保険組合を取り巻く環境は急速な少子高齢化などにより大きく変化しており、医療保険制度を持続可能なものにするためには抜本的な構造改革が急務となっています。

健康保険組合連合会(健保連)が昨年発表した「平成27年度予算早期集計結果の概要」によると、健康保険組合全体で1,429億円の経常赤字となることが見込まれています。この財政悪化の最大の要因は、高齢者医療制度への過大な拠出金ですが、特に団塊世代の高齢化に伴う高齢者医療費の増大や、後期高齢者支援金の総報酬割部分が段階的に全面総報酬割に拡大されることにより、支援金・納付金負担がさらに重くなることは確実です。保険料率の引き上げ等による対応が限界に達している中、高齢者医療費の負担構造の改革が早急に求められます。

こうした状況ではありますが、健康保険組合の使命は、保険者機能を最大限に発揮し、質が高くきめの細かい保健事業を通じてみなさまの健康をサポートしていくことです。そのため、従来からの保健事業に加え、昨年からスタートしたデータヘルスを実施することで、慢性疾患の重症化予防などに取り組み、より一層、みなさまが毎日を明るくすこやかに過ごせるよう尽力してまいります。

厚生年金保険におきましては、公的年金制度の安定を保つためにかねてから創設されておりました現役世代の 負担と受給者の年金支給額の調整のための「マクロ経済スライド制度」が昨年初めて発動され、年金額が減少す るという中で公的年金のスリム化が現実のものになり、加入員のみなさまの充実したセカンドライフを実現しよ うとするとき企業年金の役割はさらに重要となってまいります。

そうした中で、平成26年4月に厚生年金基金制度の転換点ともいうべき基金廃止を含んだ「改正厚生年金保 険法」が施行され、昨年は多くの厚生年金基金が解散または代行返上による企業年金基金への移行を余儀なくされ ました。

当基金におきましても、一昨年秋から、理事会・代議員会・基金制度改革検討委員会で幅広く慎重な審議を重ねてまいりました結果、昨年2月の代議員会におきまして基金存続を選択肢から除外し、9月の代議員会において、今後の方向性として基金が国に代わって支給することになっている代行部分を国に返上することと、その後の新しい後継制度(案)が決定され、11月には事業所説明会を開かせていただきました。

今後も理事会・代議員会・基金制度改革検討委員会において、審議を重ね、事業主・加入員のみなさまのご賛同が得られるよう、迅速、かつ慎重に作業を進めてまいる所存でございます。幸いにして、当基金の財政運営は国内外の良好な資産運用環境を背景に3年連続でのプラス運用となっております。今後もさらに厳正な資産管理と効率的な運用を心がけ、積立金の増大を図ってまいります。

今年は、大阪薬業厚生年金基金にとりまして、大きな躍進の年としなければなりません。より良い後継制度への移行を目指して、事業主・加入員・受給者のみなさまにはより一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、みなさまのこの一年のご多幸とますますのご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

健康保険被扶養者現況届のご提出 ありがとうございました

監督局の指導に基づき、年に1回の被扶養者の現況確認を行いました。 業務多忙な時期にもかかわらずご協力いただいたみなさまに御礼申し 上げます。今後も適正な被扶養者認定にご協力くださいますようお願 いいたします。

家族が被扶養者の資格を要失したら、忘れずに届出を!

奥さんやお子さんが就職した、パート収入が認定基準を超えたなどの場合は、被扶養者の資格を喪失します。健保組合に5日以内に「被扶養者異動届」の提出と保険証の返納をお願いします。



公 示 任意継続被保険者の 平成28年度標準報酬月額上限について

任意継続被保険者の保険料や保険給付などの算定の基礎となる標準報酬月額の上限は健康保険法の規定に基づき右のとおりとなります。

上限標準報酬月額

360,000円

平成27年9月30日における 全被保険者の標準報酬月額の平均額

※退職時の標準報酬月額が上の額を下回るときは、退職時の標準報酬月額が適用されます。

平成27年 10月 事業状況

		大 阪	神戸	京都	合 計
事業所数(1	牛)	626	92	71	789
	男	55,253	7,484	4,892	67,629
被 保 険 者 数 (人)	女	22,313	2,482	2,208	27,003
		77,566	9,966	7,100	94,632
		411,312	414,023	363,158	408,129
平均報酬月額(円)	女	268,093	264,318	228,091	264,475
	計	370,113	376,740	321,154	367,137
保険料(給与分)1人あたり額(円)		34,420	35,037	29,867	34,144
保険料(賞与分)1人あたり額(円)		439	0	41	363
保険給付1人あたり額(円)		42,292	45,223	40,212	42,445
扶養	率	0.94	1.03	0.84	0.95

保険給付1人あたり額には、前期高齢者納付金等を含む

今後の医療保険制度改革について

急速な少子高齢化により、平成34年には働き手2人で1人の高齢者を支えることになると推計されています。政府では、増加する社会保障費と財源のバランスをとり、持続可能な社会保障制度を確立するため、社会保障制度の改革を推進しています。

■さらなる高齢者医療への財政支援が健保組合に求められる

今回の法改正では、国民健康保険の財政安定化を図るための財源を、消費増税のほか、健保組合などからの後期 高齢者支援金への全面総報酬割の導入によって捻出するとされています。また、健保組合が設定する保険料率の上 限を引き上げるほか、標準報酬月額の上限を高くし、報酬の高い人がより多くの保険料を負担する内容が盛り込ま れています。

■健保組合の厳しい財政運営

このように高齢者医療制度へのさらなる財政支援が求められていますが、健保組合の財政は非常に厳しい状況となっています。被保険者の平均標準報酬月額や平均標準賞与額が低迷し、健保組合の保険料収入が増加しない中で、高齢者医療制度への支援金・納付金の増大は、健保組合の財政を圧迫しています。

■現役世代の負担軽減を

健保組合が財政難になれば、みなさまからの保険料を引き上げざるを得ません。健康保険組合連合会が公表した平成26年度決算見込によると、全健保組合平均の被保険者1人当たりの年間保険料負担は、前年度より1万3,924円増加し、平成19年度と比べると9万1,910円も増加しています。健保連と健保組合は、現役世代が多く加入する健保組合の負担軽減を求め、高齢者医療制度の負担構造の見直しを訴えています。みなさまの保険料負担にも関わる内容ですので、今後の医療保険制度改革の動きに注目してください。

健康保険などの制度改正のお知らせ

平成28年4月以降に施行される主な制度改正の内容は次のとおりです。

●健康保険の標準報酬月額上限の引き上げ (平成28年4月~)

標準報酬月額の上限が引き上げられます。

全47等級(上限121万円、下限5.8万円)



全50等級(上限139万円、下限5.8万円)

	7	標準報酬	報酬月額		
	等級	月額			
	1	円 58,000	円以上 円未満 ~ 63,000		
$\overline{}$)) ((⊌ ≈	<u></u>		
	47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000		
	48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000		
	49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000		
	50	1,390,000	1,355,000 ~		

※標準賞与額もあわせて見直し、年間上限を 540万円⇒573万円に引き上げ

●入院時の食事代の見直し

入院時食事療養費等が見直され、 食事代の自己負担額が段階的に引き上げられます。



※低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担額は 引き上げない



●傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し (平成28年4月~)

傷病手当金・出産手当金を支給する際の算定方法が 見直されます。

1日につき標準報酬日額の3分の2相当額



1日につき**直近12カ月間の標準報酬 月額平均額の30分の1**の3分の2相当額

※被保険者期間が12カ月に満たない場合は、1日につき、被保険者期間の標準報酬月額平均額の30分の1または、全被保険者の標準報酬月額平均額の30分の1のいずれか少ない額の3分の2相当額

●後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

健保組合など、被用者保険の高齢者医療への 負担金が段階的に引き上げられます。

平成27年度 総報酬割2分の1



平成28年度

総報酬割3分の2



平成29年度

全面総報酬割

●紹介状なしの大病院受診時の定額負担導入 (平成28年4月~)

紹介状なしで大病院を受診する際には、 **定額の負担が必要**になります(金額は検討中)。

●兄姉の被扶養認定条件の一部撤廃 (平成28年10月~)

被保険者の兄姉が被扶養者となる条件のうち、 被保険者との同居の条件が撤廃されます。

●短時間労働者への社会保険適用の拡大 (平成28年10月~)

パートタイマーなど非正規労働者への

厚生年金・健康保険の適用が拡大されます。 ※当面の間、500人超の企業が対象



生活習慣病健診 (35歳以上) における 「胃部内視鏡検査」の取り扱い変更について

当組合では、生活習慣病健診における胃部検査につきましては、エックス線検査のみを補助対象とし、 内視鏡検査を選択した場合は全額自費扱いにしております。

昨年7月、厚生労働省は、「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告書案において、「内視鏡検査についても、胃がんの死亡率減少効果を示す相応な証拠が認められたことから、エックス線検査とともに対策型検診として実施することが適当」との報告を受け、エックス線検査に加えて内視鏡検査を推奨する方針を固めました。

このことから、当組合も平成28年4月1日以降の生活習慣病健診における胃部検査は、内視鏡検査を選択した場合もエックス線検査の費用までを補助対象とし、差額は受健者負担とする取り扱いに変更いたします。

胃部内視鏡検査を受けたい方は、健診機関に内視鏡検査を実施している か確認してください。



医療費負担が 一定額を超えていたら…

医療費控除

年に一度、医療費負担が一定額を超えるとき、 税務署に確定申告すると税金が戻ってくること、ご存じですか?



1年間の医療費総額が10万円を超えたら申請を

医療費控除というのは、本人や家族の分を含めて、1年間(1月1日~12月31日)に自己負担した医療費総額が10万円*を超えるとき、税務署に確定申告をすると、

超えた額(上限200万円)が課税対象から控除されて、その分にかかっていた税金が戻ってくる制度です。

※年間所得が200万円未満の場合は、所得総額の5%の金額

●医療費控除額の計算方法

支払った 医療費 給付金· 保険金等 10万円または
所得総額の5%
(どちらか少ないほう)

医療費控除額 (最高限度額200万円)

平成27年分の申告手続きは、平成28年2月16日から3月15日まで

確定申告の時期は、毎年2月から3月までの1カ月間ですが、サラリーマンなどの給与所得者については、上記期間以前でも申告することができます。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)でも可能です[http://www.e-tax.nta.go.jp/]。

申告には、病院や薬局からもらった領収書・明細書が必要となります。必ず保管しておくようにしましょう。

【申告時に必要なもの】

- ①給与の源泉徴収票(原本)
- ②印鑑
- ③医療費・薬代などの領収書・明細書(原本) ※医療費通知は領収書・明細書の代わりにはなりません。
- ④還付される税金の振込先の銀行口座の番号

医療費控除には対象となるもの、ならないものがあります

対象となるもの

- ●医師に払った医療費
- 治療のための医薬品の購入費
- ●通院費用(交通費)や医師の往診費用
- ●歯科の保険外費用(特殊なものは除く)
- 入院時の部屋代・食事代
- ●医師の証明がある6カ月以上寝たきりの人の おむつ代 など

対象とならないもの

- 健康診断、人間ドックの費用。
- 美容目的での整形手術や歯列矯正費用
- ◆体調を整えるための保健薬や健康食品の 購入費用
- ●通院時のマイカーのガソリン代や駐車料金

など

保健センター会議室のご案内

会議や研修の場としてご利用ください。ただし、大阪薬業健康保険組合の事業所に限ります。









利用料金と利用時間

室名				(午前)9:30~12:00	(午後) 13:30~16:30	(終日)9:30~16:30
8階 特別会議室		90.90m²	26名	20,200円 +消費税	24,200円 +消費税	40,000円 +消費税
DFF	全室	196.85m²	120名	15,700円 +消費税	18,800円 +消費税	31,100円 +消費税
7階 研修室	半室 A	92.48m²	60名	7,400円 +消費税	8,900円 +消費税	14,700円 +消費税
	半室 B	104.37m²	72名	8,300円 +消費税	10,000円 +消費税	16,500円 +消費税
4階 会議室		30.96m²	12名	4,200円 +消費税	5,800円 +消費税	8,400円 +消費税
B1階 多目	的ホール	87.30m²	48名	5,000円 +消費税	5,000円 +消費税	8,000円 +消費税

※ 土・日・祝日、および当組合の休業日は休館となります。



ご利用をお待ちしています!

予約・問い合わせ先

大阪薬業健康保険組合

施設課 TEL.06-6941-5002 会議室ご案内ページのURL http://www.daiyaku-kenpo.or.jp/ produce/produce_01_a.html

保養施設「グリーンピア三木」との 補助金契約の終了について

保養施設側の事情により、平成27年12月19日をもって「グリーンピア三木」との 契約施設利用補助金制度を終了いたしましたのでお知らせします。



業(健)(保) ○ 第32回 产力的万元

今年も恒例の野球大会・テニス大会を開催いたしますので、奮ってご参



野球大会

昨年と同じく舞洲スポーツアイランドで開催いたします。

大会のご案内は、昨年12月15日に各事業所あてに「保険料納入告知書」(青色封筒)に同封 してお送りしています。ご案内と参加申込書は、「大阪薬業厚生年金基金ホームページ」の新 着情報からもダウンロードできます。

開催日/平成28年3月12日(土)から5月末までの土曜日に開催

開催場所/舞洲スポーツアイランド 西運動場(2面)・中央運動場(1面)

〒554-0042 大阪市此花区北港緑地2丁目

TEL: 06-6460-2870

ホームページ http://maishima.jp/index.html

大会要領/大阪薬業健康保険組合または厚生年金基金の

加入事業所チームのトーナメント130チーム「申込先着順]

参加申込/平成28年1月15日(金)締め切り

ご注意/今大会も球場確保の事情から土曜日のみの開催になります。

大会期間中の試合日程の確認等は、すべて基金ホームページの

「新着情報」でご確認いただくことになります。

日程は、天候等により変更される場合があります。

お問い合わせ先/大阪薬業厚生年金基金内 野球大会事務局 ☎06-6945-1021

ホームページ http://www.daiyaku-kikin.or.jp







ス全のお担ち世

加ください。

テニス大会

昨年と同じくマリンテニスパーク・北村で開催いたします。 大会の詳細は1月中旬に各事業所あてに送付しますご案内をご確認ください。

開催日/平成28年5月14日(土)、15日(日)、21日(土)

の3日間

※予備日:5月22日(日)、6月11日(土)

開催場所/マリンテニスパーク・北村

〒551-0032

大阪市大正区北村3丁目3番70号

TEL: 06-6555-6161

ホームページ http://kitamura.tennis-school.co.jp/

facility.html

競技種目/男子ダブルス・女子ダブルス 最大350組〔申込先着順〕

競技方法/トーナメント方式

1セットマッチ・6ゲーム先取

お問い合わせ先/大阪薬業健康保険組合内 テニス大会事務局 ☎06-6941-5002

ホームページ http://www.daiyaku-kenpo.or.jp/







